

岡崎市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市契約規則（平成22年3月16日岡崎市規則第2号）（以下「規則」という。）第13条の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設コンサルタント等業務 測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。
- (2) 役務業務 建設コンサルタント等業務以外の業務委託をいう。
- (3) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (4) 定型最低制限比較価格 第4条第1項第1号、第5条第1項第1号又は第6条第1項第1号の規定により得た額に110分の100を乗じて得た額をいう。
- (5) 失格基準価格 定型最低制限比較価格に10分の9.5を乗じて得た額をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は次に掲げるものとする。ただし、総務部契約課以外で執行する競争入札については、この限りでない。

- (1) 設計金額130万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事
- (2) 設計金額50万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設コンサルタント等業務
- (3) 設計金額50万円を超える一般競争入札に付する役務業務及び設計金額150万円を超える指名競争入札に付する役務業務（機械警備業務、エレベータ点検業務及び建物定期点検業務に限り設計金額50万円を超える役務業務）

2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事については、「最低制限価格」を「調査基準価格」と読み替え、岡崎市低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施するものとする。

(建設工事に係る最低制限価格の算定)

第4条 建設工事に係る最低制限価格は、次の各号に掲げる方法で算出した金額のうちいずれか少ない金額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額
 - ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 入札金額に100分の110を乗じて得た額が、前号の規定により得た額を下回った者がいた場合（下回った者の入札金額が、いずれも失格基準価格に満たない場合を除く。）、入札参加者全て（入札金額が入札書比較価格を超える者及び入札金額が失格基準価格に満たない者を除く。）の入札金額を平均した額に10分の9.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とし、前号の規定により得た額に10分の9.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、失格基準価格

に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項による算出方法によりがたいときは、予定価格の10分の7から10分の9の範囲で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額を最低制限価格とすることができる。

(建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格の算定)

第5条 建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格は、次の各号に掲げる方法で算出した金額のうちいずれか少ない金額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった別表1の①から④に掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額。ただし、地質調査以外の業務にあっては、当該額が予定価格の10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格の10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とするものとし、地質調査業務にあっては、当該額が予定価格の10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格の3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)

- (2) 入札金額に100分の110を乗じて得た額が、前号の規定により得た額を下回った者がいた場合(下回った者の入札金額が、いずれも失格基準価格に満たない場合を除く。)、入札参加者全て(入札金額が入札書比較価格を超える者及び入札金額が失格基準価格に満たない者を除く。)の入札金額を平均した額に10分の9.5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とし、失格基準価格に満たない場合にあっては、失格基準価格に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項による算出方法によりがたいときは、最低制限価格の設定を行わないものとする。ただし、市長が必要と認める場合にあっては、予定価格の10分の7から10分の9の範囲で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額を最低制限価格とすることができる。

(役務業務に係る最低制限価格の算定)

第6条 役務業務に係る最低制限価格は、次の各号に掲げる方法で算出した金額のうちいずれか少ない金額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった別表2の①から④に掲げる額の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額(区分6の場合であって1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額))に100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に100分の110を乗じて得た額。

- (2) 入札金額に100分の110を乗じて得た額が、前号の規定により得た額を下回った者がいた場合(下回った者の入札金額が、いずれも失格基準価格に満たない場合を除く。)、入札参加者全て(入札金額が入札書比較価格を超える者及び入札金額が失格基準価格に満たない者を除く。)の入札金額を平均した額に10分の9.5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、100分の110を乗じて得た額。ただし、当該額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とし、失格基準価格に満たない場合にあっては、失格基準価格に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合にあっては、予定価格の10分の7から10分の9の範囲で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額を最低制限価格とすることができる。

(最低制限価格の記載)

第7条 規則第11条の規定による予定価格を記載した書面には、建設工事にあつては、第4条第1項第1号の額、建設コンサルタント等業務にあつては、第5条第1項第1号の額、役務業務にあつては、前条第1項第1号の額を併記するものとする。

2 建設工事にあつては、第4条第1項第2号、建設コンサルタント等業務にあつては、第45条第1項第2号、役務業務にあつては、前条第1項第2号に該当する場合は、最低制限価格積算調書を作成し、記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札については入札公告文又は入札説明書に、指名競争入札については指名通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する競争入札について適用する。ただし、平成26年3月31日までに完成する建設工事及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

て適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する競争入札について適用する。ただし、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする役務業務並びに平成 31 年 9 月 30 日までに引渡しをする建設工事及び建設コンサルタント等業務については、「110 分の 100」とあるのは「108 分の 100」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 108」とする。(平成 31 年 4 月 23 日一部改正)

別表 1 (建設コンサルタント等業務)

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	
	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	地質調査業務費(解析)の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額	地質調査業務費(一般)の内、諸経費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務 (積算根拠に基づき右のいずれかを選定する)	直接業務費の額	技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	
	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額	

※ 予定価格の算出に際しては複数の業務区分を対象とすることがある。

別表 2 (役務業務)

積算区分	①	②	③	④
区分 1	直接業務費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	業務管理費の額に 10 分の 7 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額	
区分 2	直接業務 (調査) 費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
区分 3 ※右記【発掘作業費】①～④及び【測量業務費】の①～③をすべて合計した額	【発掘作業費】			
	直接業務費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
	【測量業務費】			
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
区分 4	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
区分 5	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
区分 6	入札書比較価格に 10 分の 8 を乗じて得た額			